

謝 金 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人キッズドア（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めるものである。

(適用範囲等)

第 2 条 本規程は、当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人が依頼する講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金に適用する。

(謝金等の支払基準)

第 3 条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金、助言等を行う協力者に対する助言謝金及び一般的な日本語原稿を執筆する執筆者に対する執筆謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

- 2 講師謝金及び助言謝金の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
- 3 講師謝金及び助言謝金の支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は 1 時間とみなす。
- 4 執筆謝金について、400字詰め原稿用紙以外の用紙を用いる場合は、日本語400字詰め原稿用紙に換算して単価を適用する。
- 5 執筆謝金の支払単位は0.5枚とし、端数については、100字未満は切り捨て、100字以上は切り上げとする。ただし、全体で100 字未満の場合は0.5枚とみなす。

(謝金の支払方法)

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

- 2 謝金の支払いにあたっては、当機構は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(費用)

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人の旅費・交通費規程を準用して支払う。

- 2 本規程の対象となる支払対象者が当法人が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については、請求を受けたうえで、遅滞なく支払う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

<別表> 講師謝金等

講師謝金	1時間あたり	30,000円
助言謝金	1時間あたり	15,000円
執筆謝金	400字あたり	2,000円